

高槻市職員出前講座実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民等の団体の主催する集会等に市職員を講師として派遣する高槻市職員出前講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 講座は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者 10 人以上の者で構成されたグループ・団体等(以下「学習グループ等」という。)を対象とする。

(講座内容)

第 3 条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(開催時間)

第 4 条 出前講座の開催時間は、年末年始の休日を除く日の午前 9 時から午後 9 時(ただし、水曜日の午後 5 時以降は除く。)までの間で、30 分から 90 分程度とする。日程等については、学習グループ等と協議して定める。

(開催場所等)

第 5 条 出前講座の開催場所は市内に限るものとし、会場の確保や講座についての準備及び進行等は、学習グループ等が行うものとする。

(講師派遣料)

第 6 条 講師派遣料は、無料とする。ただし、会場使用料や材料費その他出前講座に要する費用については、学習グループ等の負担とする。

(申込方法)

第 7 条 学習グループ等の申込者(以下「申込者」という。)は、出前講座を開催しようとする日の 3 週間前までに高槻市職員出前講座申込書を市民生活相談課に提出しなければならない。

(実施の決定)

第 8 条 市民生活相談課は、前条の申込みがあったときは、出前講座担当課等の長へ申込書等を送付し、申込みを受けた出前講座担当課等の長は、講師派遣の可否を決定する。

(講師派遣の制限等)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣せず、又は開催中にあっても講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の趣旨に反するおそれのあるとき。

(講座の報告)

第 10 条 出前講座担当課は、出前講座終了後、出前講座報告書に必要事項を記入し保存するとともに、写しを市民生活相談課へ提出するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市民生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。